

別表4-2 法第34条第1号の対象とする公益施設

法令	公益施設	根拠法令	具体例
政 令 第 29 条 の 5	学校施設	学校教育法第1条	小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園
	社会福祉施設	児童福祉法 第6条の2の2第4項 第6条の3第2項 第3項 第6項 第9項 第10項 第12項 第21条の9 第39条 第44条の2第1項	放課後等デイサービス事業 放課後児童健全育成事業（滋賀県放課後児童健全育成事業実施要綱に適合するもので、実施主体が、市町（条例による委任を含む）又は、社会福祉法人、若しくは、市町の関係部局との調整が図られているものに限る。） 子育て短期支援事業（市町が実施（委託を含む）、または補助する事業に限る。） 地域子育て支援拠点事業 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 「子育て支援事業」の用に供する建築物(市町が実施(委託を含む)、または補助する事業に限る。) 保育所 児童家庭支援センター
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条 第2条第7項	認定子ども園の用に供する建築物 (市町の所管部局と調整が図られ、同法第3条の県知事の認定を受けられるものに限る。)	幼保連携型認定こども園
	介護保険法 第8条 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第8条の2 第12項 第13項 第14項 第15項	「地域密着型サービス事業」 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（既に同法に基づく事業の用に供する施設の立地があり、かつ、当該施設を拠点として実施するものに限る） 夜間対応型訪問介護（既に同法に基づく事業の用に供する施設の立地があり、かつ、当該施設を拠点として実施するものに限る。） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(※グループホーム) 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 「地域密着型介護予防サービス事業」 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(※グループホーム)	

政 令 第 29 条 の 5	社会福祉施設	障害者総合支援法 第5条 第1項	「障害福祉サービス」(のぞみの園、児童福祉施設において行われる施設障害福祉サービスを除く。)のうち以下のものを行う事業所。 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター
	社会福祉法 第2条第2項 (第1種社会福祉事業)および第3項 (第2種社会福祉事業)である建築物	第7項 第12項 第13項 第14項 第27項	
		隣保事業	隣保館
	医療施設である建築物	医療法 第1条の5第2項 第2条	診療所 助産所 (注) 診療所・助産所共に、住宅併用の場合は30%以上の医療施設を必要

【注意事項】 ※グループホームについては施設に対する建設費の補助等があり、事業の継続性があるものと判断できるものに限る。

別表4-5 法第34条第14号の対象とする公益施設

公益施設	根拠法令	具 体 例
社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）第3項（第2種社会福祉事業）および更生保護事業法第2条第1項（更生保護事業）である建築物	生活保護法第38条	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設
	児童福祉法 ・第7条第1項 ・第6条の2の2第2項 ・ 〃 第4項 ・ 〃 第6項 ・ 〃 第7項 ・第6条の3第3項	・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・子育て短期支援事業（同法規則第1条の4により厚生労働大臣が定める施設で実施されるものに限る。）
	老人福祉法 ・第5条の2第2項 ・ 〃 第3項 ・ 〃 第4項 ・第5条の3	「老人居宅生活支援事業」を行う事業のうち以下のもの ・老人居宅介護等事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・「老人福祉施設」を行う事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
	障害者総合支援法 ・第5条第6項, 第7項, 第8項, 第10項, 第12項, 第13項, 第14項, 第17項 ・第5条第11項, 第28項 ・第5条第1項	・療養介護、生活介護、短期入所(ショートステイ)、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム) (グループホームについては建設補助があるものに限る。) ・障害者支援施設、福祉ホーム ・上記以外の障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業および移動支援事業で、同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるもの。
	売春防止法第36条	婦人保護施設
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・第38条 ・第39条第2項 第3項	・母子・父子福祉施設 ・母子・父子福祉センター ・母子・父子休養ホーム
	身体障害者福祉法 ・第4条の2第1項 ・第4条の2第2項 ・第4条の2第3項 ・第5条 ・第11条	・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設（同法第29条の厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。） ・身体障害者更生相談所
	知的障害者福祉法第12条	知的障害者更生相談所
	更生保護事業法第2条	更生保護施設

医療施設	医療法 ・第1条の5第1項 ・ 〃 第2項 ・第2条 第1項	・病院 ・診療所 ・助産所
学校施設	学校教育法第1条	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 高等専門学校、特別支援学校、幼稚園